

社会保険 とっとり

vol.611

2022
3

今月の記事

- 従業員が退職等したときの手続き
- 退職される従業員の方へお知らせください
ー国民年金の手続きについてー
- 必ず返却! 保険証は退職日の翌日から使用できません
- 教授の「職場の健康づくり研究室」
第94回 ～働く女性の健康問題～
- 「社会保険の事務手続」配布のご案内



弓ヶ浜

水彩画8号

(鳥取県美術家協会会員 福田典高氏)

年金事務所からのお知らせ

従業員が退職等

(健康保険・厚生年金保険)
の資格喪失

したときの手続き



1 手続き内容

従業員(健康保険・厚生年金保険の被保険者)が退職や死亡、または契約変更等により健康保険・厚生年金保険の資格基準を満たせなくなった場合等、健康保険および厚生年金保険の資格を喪失する者(70歳以上被用者を含む)が生じた場合は、事業主が「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届／厚生年金保険70歳以上被用者不該当届」を事実発生の日から5日以内に、事業主が電子申請、郵送、窓口持参のいずれかの方法で提出してください。

なお、被保険者の資格喪失日は、その事実のあった日の翌日となります。

例 3月31日付けで退職の場合、資格喪失日は4月1日です。

2 添付書類

◇全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の被保険者の場合

- 健康保険被保険者証(本人および被扶養者全員分)
- 高齢受給者証、健康保険特定疾病療養受給者証、健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証(いずれも交付されている場合)

◇組管管掌健康保険(各健康保険組合)の被保険者の場合

- 特になし(健康保険被保険者証等は、各健康保険組合へ返却してください)



退職される従業員の方へ お知らせください。

— 国民年金の手続きについて —

従業員の方が退職された際、厚生年金保険から国民年金への変更手続きが必要な場合があります。



20歳以上60歳未満の方が退職される場合

● 退職により厚生年金保険の被保険者でなくなる場合

- ◇お住まいの市区町村役場で国民年金第1号被保険者へ切り替える手続きをしてください。(1日も間を空けずに再就職するなど、引き続き厚生年金保険に加入される場合は、ご本人が届け出る手続きはありません。)
- ◇退職時に配偶者が20歳以上60歳未満で、健康保険の被扶養者であった場合は、配偶者もお住まいの市区町村役場で国民年金第1号被保険者へ切り替える手続きが必要です。
※国民年金第1号被保険者に切り替えることで、ご本人に保険料を納めていただくこととなりますが、経済的に納付が困難な場合は、保険料の免除制度があります。

● 退職後に厚生年金保険に加入中の配偶者の扶養家族となる場合

- ◇配偶者の勤務する会社に「国民年金第3号被保険者届」を提出してください。

60歳以上の方が退職される場合

● 退職により厚生年金保険の被保険者でなくなる場合

- ◇国民年金に任意加入する方を除き、ご本人の手続きは必要ありません。
- ◇退職時に配偶者が20歳以上60歳未満で、国民年金第3号被保険者であった場合は、配偶者のお住まいの市区町村役場で国民年金第1号被保険者へ切り替える手続きが必要です。

国民年金に関する各種届出をする際の添付書類や制度の詳細については、お住まいの市区町村役場の窓口または最寄りの年金事務所までお問い合わせください。



ご相談・
お問合せ先

鳥取年金事務所
鳥取市扇町176
電話 0857-27-8311

倉吉年金事務所
倉吉市山根619-1
電話 0858-26-5311

米子年金事務所
米子市西福原2-1-34
電話 0859-34-6111

協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

必ず返却! 保険証は退職日の翌日から使用できません

Q 従業員が3月20日付で退職することになりました。退職後は新たな就職先で健康保険に加入するようですが、新しい保険証が手元に届くまでの間、今までの保険証を使用してもよいですか?

A 退職後は今までの保険証をお使いいただくことはできません。保険証を使用できるのは退職日(3月20日)までです。誤って前の保険証を医療機関等で使われた場合は、後日保険者(協会けんぽ)が負担した医療費をお返しいただくこととなりますので、ご注意ください。退職者の保険証は家族分も含めて速やかに回収し、ご返却ください。

▶ 保険証が使える日は退職日まで

例 被保険者が3月20日で退職した場合



退職後のよくある誤解

- 新しい保険証が届くまでの間は使えるだろう
- 月の途中の退職だから月末までは使えるだろう
- 会社から何も言われていないので使えるだろう



いずれの場合も保険証は使用できません!

▶ 退職者の保険証の返却の仕方は?

- 被保険者が退職された場合は、退職後5日以内に「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(資格喪失届)」に被保険者と被扶養者の保険証を添付のうえ、日本年金機構岡山広域事務センターにご提出ください。
- 保険証が回収できない場合は、資格喪失届に「被保険者証回収不能届」を添付してご提出ください。届出用紙は、日本年金機構または協会けんぽホームページよりダウンロードできます。

従業員が退職されたら…

健康保険・厚生年金保険
被保険者資格喪失届



回収した
保険証



日本年金機構
岡山広域事務センターに提出



電子申請の場合でも到達番号を添付して
すみやかに保険証を返却ください

退職後に在職時の保険証を誤って使用してしまった場合は、協会けんぽが負担した医療費を退職者に請求することとなります。

退職されたら、速やかに保険証を返却しましょう!



保険証は**退職日の次の日**
から使用できません!
(家族の方も同様です)



通院中の方は保険証が
変わることを**医療機関・
薬局等へ伝えてください**



退職後に保険証を使用されたら
後日**医療費を返還いただきます**
(保険者が負担した医療費です)

お問合せ先

全国健康保険協会鳥取支部 レセプトグループ

☎ 0857-25-0053

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地 アクティ日ノ丸総本社ビル 5階

すべての申請書は郵送で提出してください。

↓ 各種申請書はこちらからダウンロードできます!

協会けんぽ 鳥取 検索

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>





第94回 働く女性の健康問題

▼職場で女性の健康課題に取り組む必要性

働く女性が増えたことで、女性の健康がより重要視されていき、健康経営の取組みとして女性の健康を重視する項目も増加傾向にあります。月経痛や妊娠・出産、更年期障害や女性の疾病など、女性特有の健康課題は様々ありますが、女性の健康課題による労働損失も懸念され始めました。女性特有の健康課題を重視し、対策することで労働損失を減少することが可能となります。今回は、代表的な健康課題を見てみましょう。

▼月経について

月経異常で悩んでいる人は20代で80%以上、30代で70%以上もいると言われていたのですが、誰にも相談できず、一人で悩んでいることも多いです。月経の異常として、月経困難症(腹痛や腰痛等の月経痛が強く、日常生活に支障をきたすもの)や月経前症候群(月経開始3~10日前から始まるさまざまな心身の不快症)が知られていますが、その背景には子宮筋腫(子宮にできる良性の腫瘍)、子宮内膜症(子宮内膜に似た組織が子宮以外の場所にできて、増殖、剥離を繰り返す)、卵巣のう腫(卵巣の中に液状の成分がたまってはれたもの)等がある場合があり、その治療により月経異常が治ることもあります。健康管理室や医師に相談することが大切です。会社では生理中にはつらい長時間の会議での休憩、生理痛がひどいときに休める場所、生理休暇を取りやすくする等の配慮が必要です。

▼更年期障害

閉経の前後約5年ずつの10年くらいを更年期といいます。日本人の平均閉経年齢は50.5歳のため、一般的には45~55歳頃です。卵巣機能の低下による女性ホルモンの減少が主な原因と言われています。症状には個人差があり、「疲れやすい」「肩こり・腰痛・手足の痛みがある」「汗をかきやすい」「腰や手足が冷えやすい」「怒りやすく、すぐイライラする」「寝付きが悪い、眠りが浅い」など様々です。更年期症状のうち、生活に支障が出る場合を「更年期障害」といいます。更年期障害になると、仕事の能率が落ち、体調が悪いため仕事を継続できなくなって離職する場合があります。治療によって症状が改善されることがほとんどなので、辛い場合はがまんせず婦人科を受診して治療を受けるとよいです。ただすぐには良くならないので、主治医を転々とするドクターショッピングをしないことも大切です。70歳まで働く時代が近づいていますので、更年期障害への対応も重要です。

▼女性のがん

20代後半から50代前半まで、女性のがん罹患率が男性を上回ります。子宮がんと乳がんの影響が大きいです。女性は大腸がんも多いです。女性のがん

は予後が良いため、治療しながら働き続ける人が多いです。がんも外来治療が多くなってきましたので、治療のため休みやすい仕組み、がん治療のための特別の休暇、抗ガン剤治療後の体調不良時の休みやすさなどの対応が大切です。

▼女性のうつ

女性のうつ病患者数は男性より多く、どの年代でも女性が男性を上回ります。女性ホルモンの急激な変化によるものだけでなく、ライフイベント(結婚、妊娠・出産、育児、介護など)による環境・役割の変化がきっかけになることもあります。月経前不快感分障害(PMDD)、産後うつ、更年期うつ等女性特有の状況もあります。仕事と育児・介護の両立問題や夫の転勤、睡眠時間の短さなど、女性特有の社会的ストレスや根強く残る性別役割分業も女性の心理状態に影響していると考えられています。女性が相談しやすい相談窓口の設置や、男性管理職に対する研修など、職場の受け入れ態勢を整えることが重要です。ストレスチェック制度もご活用ください。

▼貧血

貧血は、目まい／立ち眩み／倦怠感／頭痛／気力の低下／肌荒れ／爪の変形／むくみ等さまざまな症状がでます。仮に自覚症状がなくても労働効率が下がる原因にもなるので若い時から貧血だから等といって放置しないでください。妊婦が貧血だと、低体重児出産や死産のリスクになります。日本女性の40%、とくに月経のある20代~40代の女性の約65%が「貧血(鉄欠乏性)」もしくは「かくれ貧血」と言われています。日本女性は必要量の6割ほどしか鉄分を摂取していないし、ダイエットをしている人は特になりやすいのです。健診結果でわかりますので、貧血の人(特にヘモグロビンが10g/dl未満の人)は内科や婦人科を受診してください。



鳥取大学医学部
環境予防医学分野
教授

尾崎 米厚
(おさき よねあつ)



(一財)鳥取県社会保険協会からのお知らせ

電話 0857-27-1859 FAX 0857-30-7133

ホームページ

鳥取県社会保険協会

検索

新任事務担当者向け

令和4年度版「社会保険の事務手続」 配布のご案内

新しく社会保険の事務を担当される皆様に参考にしていただくため、社会保険の基礎的な内容を掲載した冊子「社会保険の事務手続」を当協会の会員でご希望の事業所(令和3年度の協会費を納付されている事業所に限ります。)へ無償で配布いたします。

部数に限りがありますので、お早めにお申し込みください。

配布部数 一事業所1部

申込期限 4月15日(金)

配布時期 5月中旬頃

申込方法 下記の申込書をコピーしていただき、ご記入のうえ、FAX で (一財)鳥取県社会保険協会へお申し込みください。

FAX番号 0857-30-7133



「社会保険の事務手続」申込書

【事業所整理記号】	
【事業所所在地】	〒
【事業所名】	
【担当者名】	
【電話番号】	